

空き家総合相談実施要領

(目的)

第1条 この要領は、空き家総合相談実施要綱（以下「要綱」という。）に規定する相談について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、要綱に規定するところによる。

(相談を行うことができる者)

第3条 要綱第3条第1項第1号に規定する空き家及び空き地を所有する者等とは、所有予定のある者及び相続に関係する者を含む。

2 要綱第3条第1項第2号に規定する代理で相談を行う者については、委任状等により所有者等からの委任を確認できた者とする。

(一般的な内容への対応)

第4条 要綱第5条に規定する相談について、各区役所総務企画課は、次の各号に掲げる対応を行う。

- (1) 危険度の高い空き家に関する内容については、建築都市局空き家活用推進課へ引き継ぐ。
- (2) 雑草の放置及びゴミの放置に関する内容については、環境局産業廃棄物対策課へ引き継ぐ。
- (3) 害虫の発生(スズメバチのみ)に関する内容については、保健福祉局東部生活衛生課又は西部生活衛生課へ引き継ぐ。

2 要綱第6条に規定する内容については、各区役所総務企画課が対応する。

(専門的な内容への対応)

第5条 要綱第7条第1項及び第2項に規定する相談については、空き家活用推進課が対応する。

(相談を受ける際に使用する様式)

第6条 要綱第6条及び第7条に規定する相談では、相談受付票(様式第1号)を使用する。

(専門家団体へ照会する際に使用する様式)

第7条 要綱第7条第1項第1号に規定する相談への回答を、専門家団体に照会する際には、相談回答票(様式第2号)を使用する。

2 専門家団体に助言等を求める場合において、所有者等の同意がなければ個人情報を伏せることとする。

(所有者等へ回答する際に使用する様式)

第8条 要綱第7条第1項第1号に規定する相談について、所有者等へ回答する際には、相談回答票(様式第2号)を使用する。

2 受付から回答までの期間については、受付日から21日間を目安とする。

3 回答方法については、相談者と協議の上決定する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月15日から施行する。